

## 労働政策審議会安全衛生分科会運営規程

第1条 労働政策審議会安全衛生分科会(以下「分科会」という。)の議事運営は、厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第9条、労働政策審議会令(平成12年政令第284号。以下「審議会令」という。)及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 分科会に属すべき委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各7人とする。

第3条 分科会の会議(以下単に「会議」という。)は、会長の請求があったとき、分科会長が必要であると認めるとき又は委員等の3分の1以上から請求があったときに分科会長が招集する。

2 会長又は委員等は、分科会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 分科会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び会長に通知しなければならない。

4 前3項の規定は、第5条に規定する部会について準用する。

第4条 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。ただし、代理者は、審議会令第9条第3項において準用する同条第1項及び第2項の規定の適用については、欠席したものとして取り扱う。

第5条 分科会に、じん肺に関する予防、健康管理その他の重要事項を調査審議させるため、じん肺部会(以下「部会」という。)を置く。

第5条の2 分科会に、その所掌事務について特に専門的な調査を行う必要があるときは、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の議事運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

第6条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各5人とする。

第7条 部会が第5条に定める事項について議決をしたときは、当該議決をもって分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

第8条 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関し必要な事項は、分科会長が部会に諮って定める。

第9条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

## 附 則

この規程は、平成23年4月13日から施行する。